

飛 翔

労務保険事務組合
東京SR経営労務センター

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町
3-7-12 清話会ビル4階

☎03(3264)0751・FAX 03(3264)0753

URL <http://tokyo-sr.jp>

発行人 亀谷 康弘

編集 会員委員会



白樺湖のキバナコスモス (撮影 近藤 雅幸)

目次

会長ごあいさつ 2	◆ 交流のひろば ◆
東京SR経営労務センター 令和4年度通常総代会報告 4	日本百名山 雲取山 山手ブロック 安川 裕 12
東京SR建設業労災福祉協会 令和4年度通常総代会報告 8	◆ 行政窓口情報 ◆
東京SRにおけるホームページ等の セキュリティ対策について 副会長 山本 昌之 11	<ハローワーク飯田橋> 13 <中央労働基準監督署> 14 事務局からのお知らせ 16



会長ご挨拶

東京SR経営労務センター 会長 亀谷 康弘

会員の皆様には、日頃より東京SR経営労務センターの事業運営につきまして格別のご理解とご支援をいただき厚く御礼を申し上げます。

今年度に入り、新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向に転じたところでしたが、7月に入り再び増加傾向となり、第7波の到来となってしまいました。当センターの業務も、引続き郵送でのやり取りを基本とさせていただき、窓口・電話対応の受付時間もコロナ禍での対応とさせていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

このような状況の中、事務組合として本業である令和4年度の労働保険料の申告と第1期の納付が無事終了いたしましたことをご報告申し上げるとともに、皆さま方のご協力に重ねて感謝申し上げます。

昨年7月に会長に就任して以来、新型コロナウイルスの影響で、理事会や総代会も書面決議とさせていただき、研修会等もオンラインで実施、ブロック会も全てのブロックでの実施が叶わず、理事や会員の皆さまと直接お話ができる機会がないまま、あっという間に1年が過ぎてしまいました。

そして、昨年度の事業報告と今年度の事業計画につきましても、書面決議での5月の理事会、6月の総代会におきまして、多くの賛成を頂き承認されたところがございます。ご理解頂き、誠にありがとうございました。

その際、貴重なご意見、ご要望を何点か頂きました。特に、IT化の促進事業である電子申請、ホームページの充実などについては、数名の会員からご意見を頂いておりますので、この「飛翔」内の別の紙面でIT委員会から触れさせていただくことといたしましたので、そちらをご覧頂ければと存じます。

その他、建設業の事業主様の特別加入の加入証の発行につきましては、以前よりご要望がございましたので、すでに発行に向け検討に入っております。

また、ここ数年の会員(社会保険労務士会員)及び準会員(事業主会員)数の増加とそれに伴う業務量の増加に対応するため、職員の補充を行っているところでございます。これまで、職員の不足と採用を派遣会社に頼っていた部分を、別の方法で募集・採用を行って参ります。合わせて、4月より事務局の体制を改め業務課と管理課に分け、さらなる業務改善を行っているところでございます。このようなことから人件費は増加傾向となっておりますが、今後は派遣会社への支払手数料の減少を見込んでおります。

以上、限られた紙面で寄せられたご意見・ご要望について、触れさせていただきました。その他にもいくつかのご意見・ご要望も頂いておりますので、今後の事業運営に活かして参りたいと思っております。

ところで、全国にSR経営労務センターは44都道府県、46のSRが設立されています。2年に1度、各SRの事業運営等に関する情報・意見交換を目的とした全国交流会が開催されています。前回令和2年度開催予定であった交流会が新型コロナウイルスの影響で中止となりましたので、今年10月に予定されている交流会が開催されれば4年ぶりの開催となります。

ここでは、毎回2つのテーマを決めて、グループ分けをして意見交換、討論をしています。今回のテーマは、「各SRのコロナ対応について」と「危機管理対応」(社会保険労務士会員が疾病等で業務遂行不可で、連絡が取れなくなった場合の対応)についてです。これまでの各

センターの取組みなどを知るいい機会ですので、当センターの実施方法を検証して、今後の事業運営に活かしていきたいと思っております。

最後になりますが、今年度もWithコロナを継続しつつ、Beyondコロナを見据えた事業展開をして参ります。時期によっては、活動が制限される場合もあろうかと思いますが、実施可能なときには積極的に予定されている事業を実施していくつもりでございます。今期におきましても、役員一同一丸となつて一層の努力をしまいる所存です。会員の皆様の更なるご支援、ご協力を重ねて願ひ申し上げます。



開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士 賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2021年度募集要項

- **保険期間**
2021年12月1日午後4時～2022年12月1日午後4時
- **中途加入について**（毎月中途加入可）
毎月1日～25日申込締切、翌月1日補償開始
※11月1日加入のみ10月7日締切

ご加入手続

2021年度よりWebでのお申込みになりました！
お申込み方法については、有限会社エス・アール・サービスHPをご確認ください。

取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町
3-2-12 社会保険労務士会館10階

☎ 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

（幹事保険会社）
（担当）広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

☎ 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

サイバーリスク保険(特約)好評販売中！

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

東京SR経営労務センター 令和4年度通常総代会報告

今年度も新型コロナ感染拡大防止のため、令和4年度の総代会については、議案書を会員に郵送し、議案については書面表決書を返送していただくことで、議決を行いました。

書面議決の結果、議案第1号から第4号までの総ての議案が原案どおり承認されました。審議事項は下記のとおりです。

令和4年度審議事項

1. 書面表決書数の確認報告 1,087人(総代総数の過半数)

2. 審議事項

第1号議案	令和3年度事業報告に関する件
第2号議案	令和3年度収入支出決算報告に関する件 (監査報告)
第3号議案	令和4年度事業計画(案)に関する件
第4号議案	令和4年度収入支出予算(案)に関する件

令和3年度事業報告(要旨)

令和3年度における当SRセンターの主な事業内容は次のとおりです。

- ① 労働保険料の申告、納付、徴収の適正化を図り法定納期完納に努めた結果、納付率は、99.83%となった。
- ② 労働保険未手続事業所に対して、積極的な加入勧奨を行い適用促進に努めた結果、新規委託事業所数は、633件となった。
- ③ 個人情報の適切な保護および管理により機密保持の確保を徹底した。
- ④ 年度更新業務等の事務処理効率化に努めた。
- ⑤ マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等について適正処理に努めた。
- ⑥ ZOOM機能を活用し、オンラインによる研修会等を開催し、会員の資質の向上並びに更なる労働保険事務の円滑なる推進に努めた。
- ⑦ 新規入会者説明会を毎月2回実施した結果、新規社会保険労務士会員66名、事業主会員633事業所が入会し組織の拡大が図られた。
- ⑧ 広報活動として、会報「飛翔」を発行、ホームページでのPR動画の継続掲載による未加入事業所等への加入勧奨、電子メールを活用した労働保険関係等情報の周知、各種業務情報(事例等情報)の提供等を実施するなど、会員へのサービス充実に努めたほか、東京都社会保険労務士会ホームページへの入会説明会開催のご案内及び「新規登録入会研修会」で動画により当SRセンターを紹介し入会の勧奨を行った。
- ⑨ 医薬会社、医療機関と契約し、事業主会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、総合的福利厚生事業等の紹介、WEBサイトを利用した会員事務所用パンフレット・ホームページの作成支援、傷害共済制度の紹介、選択制確定拠出年金制度の紹介、エンディングプランの紹介を行った。

- ⑩ 会員への助成に関する事業を実施した。
- ⑪ 雇用保険電子申請システムの利用促進に努めた。
- ⑫ 「賃等報告」作成支援システム（SR-SaaS）の利用促進に努めたほか、法令改正等情報を随時ホームページに掲載し、電子メールにより会員への迅速な情報提供を実施した。
- ⑬ コロナ禍であったが、ブロック活動の一環としてブロック交流会を開催したり、WEBを活用したオンライン会議を実施するなど、ブロック以外の会員の参加を募ったり、各ブロックで工夫して行われた。各ブロック会議には、東京都社会保険労務士会統括支部長及び支部長を招き、ブロック会員、正副会長による意見交換を行った。
- ⑭ 当SRセンター事務局では、派遣社員を活用し、年度更新事務等の期間内処理に努めた。
- ⑮ 当SRセンターのPRの機会毎に、東京SR建設労災福祉協会の紹介、利用勧奨に努めた。
- ⑯ 令和3年11月29日（月）開催の「東京都社会保険労務士会及び関係4団体との意見交換会」に当センター会長及び副会長が出席し、連携強化策等について意見交換を行った。

令和3年度決算報告

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和3年度	勘定科目		令和3年度
大科目	中科目	決算額	大科目	中科目	決算額
1. 会費収入①		114,641,200	1. 事業費		24,786,624
2. 会費収入②		6,520,000		(1) 研修会費	1,848,017
3. 会費収入③		1,350,500		(2) 助成費	13,493,163
4. 入会金収入		5,610,000		(3) 広報活動費	3,544,152
5. 報奨金等収入		17,687,613		(4) IT対策費	11,343,170
	(1) 報奨金	15,527,200		(5) 福祉事業費	680,000
	(2) 適用促進奨励金	1,647,470		(6) 年度更新業務費	3,878,122
	(3) 中退金等手数料	512,943	2. 管理費		127,288,352
6. 事務受託費		12,500,000		(1) 人件費	67,569,717
7. 雑収入		1,403,894		(2) 会議費	4,816,270
	(1) 雑収入	1,403,496		(3) 事務所借入等需用費	54,902,365
	(2) 受取利息	398	3. 予備費		0
当期収入合計(A)		159,713,207	当期支出合計(C)		152,074,976
前期繰越金		44,935,709	当期収支差額(A)-(C)		7,638,231
収入の部合計(B)		204,648,916	支出の部合計		152,074,976
			次期繰越収支差額(B)-(C)		52,573,940

令和4年度事業計画

I. 労働保険事務組合の運営に関する事業

- (1) 労働保険料の申告、納付及び徴収の適正化による収納率の向上
- (2) 労働保険未手続事業所の適用促進による新規委託事業所の拡大
- (3) 個人情報の適切な保護および管理による機密保持の徹底
- (4) 年度更新業務等の事務処理効率化
- (5) マイナンバー制度に係る労働保険事務手続等についての適正処理

II. 組織の充実にに関する事業

1. 研修・講習に関する事業

- (1) 労働保険・安全衛生・人事労務管理及び経営管理に関する研修・講習の充実
- (2) 会員に対する年度更新事務を始めとした事務組合実務の研修会・講習会の開催

- (3) 加入希望社労士に対する説明会の開催（新規加入会員必須実務研修）
- (4) 外部向けセミナーの開催

2. 広報活動に関する事業

- (1) 会報「飛翔」の発行
- (2) ホームページを活用した積極的な広報
- (3) 電子メール等を活用した会員向け労働保険関係情報の周知
- (4) 各種業務情報（事例等情報）の提供
- (5) 東京都社会保険労務士会会報等による広報活動
- (6) 東京都社会保険労務士会「新規登録入会研修会」等での当 SR センターの紹介

3. 福利厚生に関する事業

- (1) 会員事業所等の福利厚生の充実支援
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋
 - ② 嘱託産業医のあっ旋
 - ③ 家庭用常備薬のあっ旋
 - ④ 総合的人材確保支援とメンタルヘルスケア事業の紹介
 - ⑤ 総合的福利厚生事業等代行の紹介
 - ⑥ 傷害共済制度の紹介
 - ⑦ 選択制確定拠出年金制度の紹介
 - ⑧ エンディングプランの紹介
- (2) 社会保険労務士会員に対する支援
 - ① 会員活動助成金支給制度
 - ② 事業主会員増強奨励金制度
 - ③ 適用促進奨励費
 - ④ 中退金等手数料
 - ⑤ 業務関連図書等の紹介
 - ⑥ 事務所 P R 用パンフレット・ホームページの作成支援
 - ⑦ 業務提携企業による無料オンラインセミナーの紹介

4. I T 化の促進事業

- (1) 雇用保険電子申請の利用促進
- (2) 会員への電子メールによる迅速な情報伝達の実施
- (3) 「賃金等の報告」作成支援システム（S R - S a a S）の利用促進
- (4) ホームページの充実

5. ブロック活動

- (1) ブロック内の会員相互の連携・協力と親睦の促進及び労働保険に関する勉強会等の充実
- (2) 東京都社会保険労務士会各支部会員とブロック委員との情報交換等交流及び相互協力体制の確立による会員加入の促進

Ⅲ. 事務局の充実

- (1) 業務の簡素・効率化デジタル化の推進
- (2) 業務量の増加に伴う組織・人管理体制の整備
- (3) 事務局職員の適正配置、人材育成

Ⅳ. 東京 S R 建設業労災福祉協会との連携強化

Ⅴ. 東京都社会保険労務士会及び統括支部・各支部との連携強化

Ⅵ. 全国・関東地区等 S R 経営労務センターとの連携

Ⅶ. 全国労働保険事務組合連合会及び飯田橋労働保険事務組合協議会事業への協力

Ⅷ. 関係団体との交流

令和4年度収支予算

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和4年度 予算額	勘定科目		令和4年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 会費収入①		114,720,000	1. 事業費		27,980,000
2. 会費収入②		6,600,000		(1) 研修会費	3,700,000
3. 会費収入③		1,400,000		(2) 助成費	13,780,000
4. 入会金収入		5,600,000		(3) 広報活動費	2,800,000
5. 報奨金等収入		17,600,000		(4) IT対策費	2,500,000
	(1) 報奨金	15,500,000		(5) 福祉事業費	1,200,000
	(2) 適用促進奨励金	1,600,000		(6) 年度更新業務費	4,000,000
	(3) 中退金等手数料	500,000	2. 管理費		142,921,000
6. 事務受託費		11,405,000		(1) 人件費	81,400,000
7. 雑収入		1,001,000		(2) 会議費	7,100,000
	(1) 雑収入	1,000,000		(3) 事務所借入等需用費	54,421,000
	(2) 受取利息	1,000	3. 予備費		1,000,000
当期収入合計(A)		158,326,000	当期支出合計(C)		171,901,000
			当期収支差額(A)-(C)		△ 13,575,000
前期繰越金		52,573,940			
収入の部合計(B)		210,899,940	支出の部合計		171,901,000
			次期繰越収支差額(B)-(C)		38,998,940

東京SR経営労務センター会員状況 (令和4年3月31日現在)

1. 社会保険労務士会員

会員数	法人会員数	計
1,105 (1,066)	237 (209)	1,342 (1,275)

注) () は前年同月数です。

2. 事業主会員

	一元適用事業所	二元適用事業所	計
事業所数	3,029 (2,991)	2,253 (2,113)	5,282 (5,104)
事業場数	3,338 (3,218)	5,341 (4,959)	8,679 (8,177)

注) () は前年同月数です。



東京SR建設業労災福祉協会 令和4年度通常総代会報告

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年度の総代会については、議案書を会員に郵送し、議案について書面表決書を返送していただくことで、議決を行いました。書面議決の結果、議案第1号から第4号までの総ての議案が原案どおり承認されました。

また、第二種特別加入制度の周知が図られ、新規加入会員439名を加え、会員数は令和4年3月31日現在2,626名となりました。

令和4年度審議事項

1. 書面表決書数の確認報告 1,087人(総代総数の過半数)

2. 審議事項

第1号議案	令和3年度事業報告に関する件
第2号議案	令和3年度収入支出決算報告に関する件 (監査報告)
第3号議案	令和4年度事業計画(案)に関する件
第4号議案	令和4年度収入支出予算(案)に関する件

令和3年度事業報告(要旨)

令和3年度における本会の主な事業内容は次のとおりです。

- ① 東京SR経営労務センターとの連携のもと円滑な事務処理に努めた。
- ② 労働保険料の管理、申告・納付、年度更新等についての的確な事務処理を行った。
- ③ 個人情報の適切な保護及び管理を徹底した。
- ④ 一人親方等の特別加入制度のパンフレット配布を行うとともに、新規加入者には労災保険給付のしおりを配付するなど、当会及び労災保険制度の周知を図り、新規会員の加入促進を行った。
- ⑤ 東京都社会保険労務士会の協力を得て、当会の周知と更なる利用拡大を図った。
- ⑥ 東京SR経営労務センターと協力を図り、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作業及び衛生教育等に関する周知の徹底を行い業務災害防止に努めた。
- ⑦ 東京SR経営労務センターと共催によりWEB研修会を開催した。
- ⑧ 建設業における特別加入制度の周知と活用促進に努めた。
- ⑨ 医薬会社、医療機関と契約し、一人親方会員向けに家庭常備薬、人間ドックのあっ旋を行ったほか、オリジナル手帳を配付するなど会員福利厚生の実支援に努めた。
- ⑩ 担当社会保険労務士会員への助成に関する事業を実施した。
- ⑪ 東京SR経営労務センターIT委員会との連携協力のもと、ホームページを活用した広報と情報の提供を図った。

令和3年度決算報告

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和3年度	勘定科目		令和3年度
大科目	中科目	決算額	大科目	中科目	決算額
1. 入会金収入		1,317,000	1. 事業費		15,513,356
2. 会費収入		31,796,000		(1) 広報活動費	1,357,109
3. 雑収入		55,824		(2) 研修会費	399,300
				(3) 支払手数料	290,972
				(4) 会員拡張奨励金	12,644,000
				(5) 年度更新業務費	821,975
			2. 管理費		21,261,878
				(1) 諸会議費	1,150,128
				(2) 事務委託費等需用費	20,111,750
			3. 予備費		0
当期収入合計(A)		33,168,824	当期支出合計(C)		36,775,234
前期繰越金		12,776,292	当期収支差額(A)-(C)		△ 3,606,410
収入の部合計(B)		45,945,116	支出の部合計		36,775,234
			次期繰越収支差額(B)-(C)		9,169,882

令和4年度事業計画

I. 労働保険事務処理に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターとの連携のもと円滑な事務処理を図る。
- (2) 労働保険料の管理、申告・納付、年度更新等の的確な事務処理を行う。
- (3) 個人情報の適切な保護及び管理を徹底する。

II. 組織の拡充に関する事業

- (1) 一人親方等の特別加入制度のパンフレットの配布を行うとともに、新規加入者には労災保険給付のしおりを配付するなど、当会及び労災保険制度の周知を図り、新規会員の加入促進を行う。
- (2) 東京都社会保険労務士会等の協力を得て、当会の周知と更なる利用の拡大を図る。

III. 研修、講習等に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センターと協力を図り、社会保険労務士会員を通じ一人親方会員に対する安全作業及び衛生教育に関する周知の徹底を行い業務災害防止に努める。
- (2) 建設業における特別加入制度の周知と活用促進に努める。

IV. 福祉の向上に関する事業

- (1) 一人親方会員福利厚生の実施に関する事業
 - ① 定期健康診断、人間ドック・脳ドック、レディースドック等の受診あっ旋
 - ② 家庭用常備薬のあっ旋
 - ③ オリジナル手帳の作成配付
- (2) 社会保険労務士会員への助成に関する事業
 - ① 会員拡張奨励金事業の継続実施

V. 広報活動に関する事業

- (1) 東京SR経営労務センター会報（飛翔）に、当会の事業内容を掲載し周知を行う。
- (2) 東京SR経営労務センターとの連携協力のもと、東京SR経営労務センターホームページ等を活用した広報と情報の提供の促進を行なう。

令和4年度収支予算

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(収入の部)

(支出の部)

(単位：円)

勘定科目		令和4年度 予算額	勘定科目		令和4年度 予算額
大科目	中科目		大科目	中科目	
1. 入会金収入		1,290,000	1. 事業費		15,900,000
2. 会費収入		31,000,000		(1) 広報活動費	1,400,000
3. 雑収入		70,000		(2) 研修会費	600,000
				(3) 支払手数料	300,000
				(4) 会員拡張奨励金	12,600,000
				(5) 年度更新業務費	1,000,000
			2. 管理費		19,900,696
				(1) 諸会議費	1,000,000
				(2) 事務委託費等需用費	18,900,696
			3. 予備費		200,000
当期収入合計(A)		32,360,000	当期支出合計(C)		36,000,696
前期繰越金		9,169,882	当期収支差額(A)-(C)		△3,640,696
収入の部合計(B)		41,529,882	支出の部合計		36,000,696
			次期繰越収支差額(B)-(C)		5,529,186



社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2021年12月1日午後4時～2022年12月1日午後4時

2021年度よりWebでのお申込みになりました！お申込み方法については、

有限会社エス・アール・サービスのHPよりご確認ください。

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/7締切

サイバーリスク保険(特約)
好評販売中！

取扱代理店 **有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873**

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153**

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>



東京SRにおけるホームページ等のセキュリティ対策について

東京SR経営労務センター 副会長 山本昌之

いつも東京SRのSaaSシステムやホームページ、メーリングリストをご利用いただきありがとうございます。

現在、社会保険労務士における様々な手続き関係は、電子申請が当たり前になってきましたが、ほんの数年前までは手書きや紙へ印刷して、押印をしたうえで届け出ることが一般的でした。ところが社労士の皆様は東京SRの事務局にいるわけではありません。そのため紙への押印が課題であり雇用保険の資格取得届や離職証明書においては、枚数を申告いただいたうえで、社労士の先生方に押印した用紙を配布という対応をとって参りました。

一方で東京SRのホームページは、2009年と、かなり早い段階から運用をスタートしています。当初は、事務組合の案内が中心でしたが、会員の皆様への情報発信として、メーリングリストを開始したり、東京SRのホームページをご覧いただく一般の方向けに社労士の先生方を紹介するページを中心に作成しておりました。その後、雇用保険の電子申請がスタートするときには、ホームページからリンクする形で、SR-SaaSシステムへ接続をできるように構築し、雇用保険の資格取得届ができるようになり、その後に離職証明書についても電子申請ができるようになった段階で機能を追加、さらに事務組合の大きな業務である労働保険年度更新についてもSR-SaaSにて作成ができるようになりました。

このように、事務組合の業務の進め方も時代の変化に合わせて大きく進化してきましたが、インターネット環境を使ううえでのセキュリティ対策が課題でした。

当初は、事務組合の業務などの情報を掲載するだけでしたが、ホームページを利用した情報収集や、研修等の申込をするうえで、独自のSSLサーバー証明書を取得し、すべての

インターネット上の通信を暗号化しました。

Webサイトのすべての通信を暗号化し、第三者から閲覧できないようにする常時SSL化です。httpではなくhttpsと表示されている場合は暗号化によって常時SSL化された安全なWebサイトであると認識されるようになり、インターネット上での個人情報等のやりとりが全て暗号化されるため、第三者が情報を閲覧するのを防ぐことができるというものです。

また、不正アクセスの痕跡について、システムログが適宜取得できるようにしております。

ただ、これらの対策をもってしても、過去にはホームページへのアクセスができなくなったり不具合がでてきたりしております。原因としては、現在使用しているサーバーは、ホームページ運用当初から使用しているもので、最新のセキュリティーを構築することができない部分があることがわかりました。ちょうど、ホームページのリニューアルを進めている最中ではあるのですが、根本的にサーバーの移転を含めてセキュリティー強化への取り組みを現在進めております。

また、雇用保険の電子申請や労働保険年度更新については、株式会社エムケイシステム様に開発いただいており、こちらについても随時システムを更新することにより、皆様の大切な顧問先のデータを安全に管理しています。

またコロナ禍において集合研修ができなくなりZOOMによるWEBセミナーを何度か実施しましたり、年度更新の説明会をYouTube配信しましたが、思いのほか便利に使えることがわかってきました。

東京SRでは、時代にあった便利さとセキュリティーを兼ね備えたシステム導入ができないか模索中です。今後リニューアルされるホームページにも是非ご期待ください。



日本百名山 雲取山

前回に続き『交流のひろば』で登山について書かせていただくこととなりました。

今回は2022年5月に登頂した雲取山について書きたいと思います。

雲取山は東京埼玉山梨と県をまたいではいますが、東京都として唯一の日本百名山。

標高は2017mと日本アルプスほど高くないものの奥が深く片道10キロを超える道のりはまる一日かかりなかなか登りがいのある山です。

コースは鴨沢～堂所～七ツ石小屋～ヘリポート～小雲取山～雲取山の日帰りピストンです。

早朝5時半に登山口駐車場に到着するも既に満車だったのでやむなく路上駐車し登山届を投函し出発します。

しばらくは緩やかな上り坂が続きますが道のりの長さや樹林帯が続く景色の開放感の無さからか？疲労が少しずつ溜まってきます。

汗だくになりながらも何とか七ツ石小屋に到着。ここでやっと半分をちょっと超えたぐらいでしょうか！

富士山が見える七ツ石小屋の前で大勢の登山者がしばし休憩をとっていました。

小屋には看板猫もいて登山者を出迎えてくれるサービスも。

15分の休憩後に出発し山頂を目指します。

雲取山には途中何か所か水飲み場（山の湧き水）があり登山者にとってはオアシスです。

用意してきたコココーラでも喉を潤し、小さなペットボトルに詰めてきたピーナツ入り柿の種を時折ムシャムシャ頬張りエネルギー補給しながら先を急ぎます。

所々で見られる高山植物ミツバツツジもとても綺麗に咲いていました。

ブナ坂辺りからは左を向くとまだ雪化粧している美しい南アルプスも見えました。



9時半頃にヘリポートに到着。この近くにも今は閉鎖された小屋があったようです。

暫くすると急な坂が続きます。疲労困憊の時に急な坂はまさに心臓破りですがもうちょっとの辛抱。

辛さの無いところに充実感はありません。

急な坂でも後ろを振り返ると素晴らしい絶景を見ることができたので、それをパワーに。

やっと山頂に建っている赤い屋根の避難小屋が遠方に見えてきました。

一気に疲れがとれた気がして？ペースを早めます。

登山口を出発すること5時間！

既に大勢の登山者が登頂されていましたが私安川も10時半ようやく登頂に成功。

富士山や絶景が私を出迎えてくれました。

「視界が良いと山頂からは都心が見える」と聞いていたのですが、前日までの雨の影響からか？雲も分厚くちょっと霞んで見えづらかったのですが「あれが都心かな？」とおぼろげながら都心も確認できました。

そして雲取山山頂ですが実は山梨県側と東京都側の山頂が二つに分かれていてそれぞれ別の角度から絶景を眺めることができます。

リュックに詰めてきたおにぎりやカップ麺でお腹を満たしながら1時間ほど山頂で寛いだ後、下りは約3時半かけて下山。

実は雲取山でも下山の方が滑落事故等が多く確かに平らでなく斜面に傾いている道が続く、疲れた登山者が脚を取られることが多いようです。私安川もそこは慎重にストックを使いながら下山しました。

日帰りコースとしてはなかなかハードルの高い山かもしれませんが、日本アルプスに比べても登りやすくアクセスしやすい東京都唯一の日本百名山。

やはり一度は登っておきたい山です。



ハローワーク飯田橋からのお知らせ

令和4年7月1日から、事業を開始等した方は受給期間の特例を申請できます

事業開始等による受給期間の特例とは…

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

申請の要件

<次の①～⑤の全てを満たす事業であること>

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 事業を開始した日又は事業に専念し始めた日若しくは事業の準備に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当又は再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
※次のいずれかの場合は、④に該当します。
 - ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
 - ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の資料で事業開始、事業内容及び事業所の実在が確認できること。
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。
※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合があります。

申請のお手続きについて

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当又は再就職手当の支給申請を行い不支給となった場合には、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請することが可能です。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	① 受給期間延長等申請書 ② 離職票-2 又は 受給資格者証(受給資格の決定を受けている場合) ③ 事業を開始等した事実及び開始日を確認できる書類 (1) 事業を開始した又は事業に専念し始めた ⇒ 登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 (2) 事業準備に専念し始めた ⇒ 金融機関との金銭消費貸借契約書写し、賃貸借契約書写し等
提出方法	本人来所、郵送 ※代理の方が手続する際は委任状が必要です。
提出先	住居所を管轄するハローワーク(受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

留意事項

- ★令和4年7月1日以降に事業を開始した場合又は事業に専念し始めた場合若しくは事業の準備に専念し始めた場合が本特例の対象となります。以下のような場合にはご注意ください。
 - 令和4年6月30日以前に事業を開始した場合であっても、令和4年7月1日以降に当該事業に専念し始めた場合には対象となります。
 - 令和4年6月30日以前に事業の準備に専念し始めた場合、同年7月1日以降に当該事業を開始した場合には対象となりますが、当該事業を開始しなかった場合又は当該事業の開始が同年6月30日以前の場合は対象外です。
- ★延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請及び高齢雇用継続給付延長申請が可能な一体の様式になっていますが、これらは本特例の対象ではないことにご注意ください。

お問合せはハローワーク飯田橋 雇用保険給付課へ ☎ 03-3812-8609 (45#)



令和4年度の労働基準行政運営について

中央労働基準監督署 署長 いな 稲 かず 員 ひさし 央

東京SR経営労務センター及び会員の皆様には、平素より当署の業務運営に関して、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今春、約2年間にわたって猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の流行は、一旦落ち着いていたものの、令和4年7月中旬以降は、新型コロナウイルス感染症の流行第7波に突入しました。

しかしながら、政府としては、現在（7月26日現在）のところ、第7波の状況を注視しながらも、日常生活及び経済活動を正常な状態で維持するために、規制の適用に慎重な姿勢です。

そのため、東京労働局としましては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながらも、昨年度まで抑制されていた行政活動を正常化させていくこととしています。

さて、このような方針の下、当署としましては、具体的には、主に以下3点について重点的に取り組んでまいります。

第一点目は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策への取組についてです。

これまで、企業では、新型コロナウイルス感染症の流行で、出勤日数や労働時間が抑制されてきた状況でしたが、いわゆる正常化する過程で、長時間働く労働者が増加し、過重労働による健康障害が懸念されるどころです。

そのため、当署としましては、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施に取り組んでまいります。

第二点目は、中小企業等に対する改正労働基準法等の周知及び支援への取組についてです。

いわゆる働き方改革を推進する目的で、2019年（平成30年）4月1日から、時間外労働時間の上限時間数の法定化や産業医への労働者の健康管理情報の提供等の改正を内容とした労働基準法及び労働安全衛生法が施行されました。

その中でも、とりわけ、時間外労働時間の上限時間数の法定化（・中小企業は2020年（令和2年）4月1日から全面適用。・自動車運転の業務、建設

事業及び医師については2024年（令和6年）3月31日までの期間適用猶予。）についての改正は注意が必要です。

しかしながら、中小企業や時間外労働の上限規制の適用猶予事業者等の方々の理解が十分とはいえません。

そのため、労働基準監督署では、本来業務であるいわゆる取締り業務だけではなく、別途、法令の周知及び法令適用のための助言などの支援活動を行ってまいります。

最後に、取組の第三点目は、労働災害減少への取組についてです。

本年度は、平成29年から5ヵ年計画で始まりました「第13次災害防止計画」の最終年度です。

東京労働局におきましては、期間中、平成29年の死傷災害数に対して15%の減少、死亡災害数に対しては同5%の減少を目標にしております。

これまでの4ヵ年間の統計をみますと、途中、業務中の新型コロナウイルス感染症への感染（以下「コロナ労災」という。）という想定外の労働災害が増加いたしました。コロナ労災を除くと、労働災害件数は、おおむね減少傾向にあります。

しかしながら、令和4年の統計で、建設業の労働災害は、全産業の死傷災害（12,876人）のうち約1割（1,184人）を占め、また、全産業の死亡災害（77人）のうち約4割（28人）を占めており、依然として、建設業は、労働災害リスクの高い業種といえます。

また、当署管内では、東京駅周辺や晴海などの湾岸地区を中心として大規模工事が行われ、さらに、管内全域において、中小の解体・建設工事が相当数行われています。

そのため、当署では、建設業に対し、重点的に監督・指導を実施してまいります。

以上、当署では、各種課題に精力的に取り組んでいく所存ですので、引き続き、東京SR経営労務センター及び会員の皆様の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年度

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

- ・社会保険労務士賠償責任保険
- ・事務組合担保保険(特約加入)
- (労働保険事務組合業務賠償責任保険)
- ・サイバーリスク保険(特約加入)
- ・情報漏えい保険(特約加入)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

巧妙な手口で急速に増加しているサイバーリスクへの備えはされていますか?

好評販売中!
サイバーリスク
保険(特約)

最大1億円
までの補償

電子申請化の進展、テレワークの普及などデジタル化の進展にもなって急速に高まるサイバーリスクに対応。不正アクセス(そのおそれも含む)の際の対応費用などを補償。



全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。

業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

2021年度よりWebでのお申込みになりました!
加入手続きについては、**有限会社エス・アール・サービスHP**をご確認ください。

保険期間

2021年12月1日午後4時から2022年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。
*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険およびサイバーリスク保険(特約加入)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細はエス・アール・サービスHPに掲載の保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPの社労士専用ページをご覧ください。)

お問合せ先

取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

<http://www.sr-service.jp/>

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

全国社会保険労務士会連合会

2021年11月作成 21-TC06055

事務局からのお知らせ

☆労働保険料口座引落のお勧め

労働保険料の納付につきましては、振込手数料のかからない口座引落をお勧めします。

◎第2期労働保険料 口座引落日
令和4年10月31日(月)

◎第3期労働保険料 口座引落日
令和5年1月31日(火)

口座引落をご利用でない方も、指定された納付日までに納入くださいますよう、お願いいたします。

☆口座引落金融機関の変更、新規登録について

口座引落金融機関の変更、または新規登録を希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

令和4年度第3期保険料引落で変更または新規登録をご希望の場合は、金融機関の確認印が押印された「口座振替依頼書」を令和4年11月30日(水)まで(必着)に事務局あてにご提出ください。

11月30日を過ぎての提出につきましては、令和5年度からの口座変更登録・口座新規登録となりますのでご了解ください。

また、郵送物の宛名・送付先変更も同様の取扱いとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」等の書類提出をお願いします。

☆ご利用ください!!

東京SR経営労務センターでは、様々な支援事業を行っています。

- ◇「中小企業退職金共済制度」
- ◇「小規模共済」
- ◇「傷害福祉共済」
- ◇「総合型確定拠出年金」
- ◇「ベネフィット・ステーション」
- ◇「総合型確定拠出年金」
- ◇「勤怠システム導入」
- ◇「定期健康診断」や「人間ドック」
- ◇「家庭用常備薬」等々

社労士会員の皆様
委託事業所の皆様
是非ご利用ください!!

◎ 事務局人事異動 ◎

- 業務課職員 桑原 郷子 採用(令和4年2月11日)
- 管理課長 佐藤 徹宏 採用(令和4年4月1日)
- 常務理事 中里 博孝 就任(令和4年5月27日)
- 常務理事 湯地 敏秋 退任(令和4年3月31日)

編集後記

▶ あ〜！やっと終わった 懲戒解雇問題

顧問先の会社が、3月末に従業員に解雇を言い渡した。その前に、労働局、労働基準監督署に相談。「解雇やむなし」との返事をもらい、「退職勧奨」を。応じなかったため「懲戒解雇」を言い渡した。不服とした従業員は弁護士を雇い争いに。

従業員側の弁護士の言い分は、1. 解雇権の濫用として解雇撤回を求め職場復帰をさせる事。
2. 解雇予告手当は賃金に充当する。ムム？

色々手をつくし会社側も弁護士を頼んだ。

解雇理由書を相手弁護士に提出のため資料作り……出るわ出るわ不正事実。業績不振、部下へのパワーハラスメント、経費の不正横領等々。相手弁護士も知らなかったようで、事は何とか納まり一件着落となりました。

(飯塚)

▶ 旅の思い出帖

最近新型コロナウイルスの影響で旅行は自粛している。残念である。

旅の思い出を記憶に残すにはやはり写真が一番なのかもしれないが、ホテル等のイメージはほとんど浮かばない、宿名すら忘れることもある。

そこで旅の思い出帖(自作)なるものを持ち歩き、宿泊施設に一筆お願いしている。

チェックイン時にカウンターにお願いすればチェックアウト時に受け取ることができる。ホテルによっては様々である。毛筆での手書きもあればスタンプのところもある。趣の一言を添えて快く書いてくれる。それはそれで結構楽しいものである。

今はそれを眺め旅の思い出にふけている。

(松山)

担当副会長/吉野 美奈子

会員委員会/安田 恵子、飯塚 加壽子、折笠 綾子、永田 幸江、松山 正光、安川 裕、近藤 雅幸

◆ 表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです ◆